

建設業許可取得

建設業とは、元請・下請その他のいかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます（建設業法2条）。

元請、下請、個人、法人を問わず、**建設工事を請け負う者**は、すべて許可の対象となり、28種の建設業の業種ごとに、国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けなければなりません（建設業法3条）。

ただし、次の**小規模工事のみ**を請け負う場合は、許可を必要としません。

- ① 請負代金（消費税込）が一件**1500万円**未満の建築一式工事（建物の新築・増築）
- ② 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延面積が**150㎡**未満の建築一式工事（主要構造部が木造で、延面積の1/2以上を住居の用に供するもの）
- ③ 一件の請負代金が**500万円**（消費税込）未満の建築一式工事以外の建設工事

建設業の許可には、2つの一式工事業（土木工事業、建築工事業）と26の専門工事業があります。

土木一式工事（土木工事業）や建築一式工事（建築工事業）の許可を受けた者であっても、他の専門工事を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可を受ける必要があります。

ひとつの都道府県内のみ営業所を設けて建設業を営もうとする場合は、当該**都道府県知事の許可**が必要です。

他の都道府県にも営業所（建設工事を施工できる実体のあるもの）を置いて建設業を営もうとする場合は、**国土交通大臣許可**が必要です。

元請となる者が、1件の工事につき下請工事代金の額が**3000万円**（建築一式工事は**4500万円**）以上となる下請契約を締結して工事を施工する場合は、**特定建設業**の許可を受けなければなりません。

それ以外の場合は、**一般建設業の許可**を受けることになります。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業、造園工事業の者が特定建設業の許可を受ける場合（指定建設業の許可といいますが）、1級の国家資格者、技術士の資格者または国土交通大臣が認定した者を選任技術者としなければなりません。

建設業の許可は、許可のあった日から**5年目**の対応する日の前日をもって満了しますから、許可の有効期間の満了の日の3ヵ月前から30日前までに、許可の更新手続をとらなければなりません。

許可更新手続をとっていれば、有効期間満了後であっても、許可または不許可の処分があるまでは、前の許可が有効です。

建設業の許可を受ける為の**資格要件**は次の通りです。

- ① 経營業務の管理責任者がいること
- ② 専任技術者を営業所ごとに置いていること
- ③ 請負契約に関して誠実性を有していること
- ④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有していること
- ⑤ 欠格要件等に該当しないこと

以上の資格要件は、一般建設業許可と特定建設業許可で内容が異なります。

許可申請手続き、申請書類、申請手数料、申請手続きの代理（行政書士に委任する場合）等についてはお問い合わせ下さい。